

大分県地域福祉基本計画の概要

第1章 計画の趣旨等

1 計画の趣旨

少子高齢化や核家族化の進行等により、人間関係が希薄化し、家族や地域の支え合い機能が低下する中、誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けた施策展開を図るもの

2 計画の位置づけ

- ・社会福祉法に基づく都道府県地域福祉支援計画
- ・大分県長期総合計画の部門計画
- ・ユニバーサルデザイン推進の基本指針

3 計画期間 5年間（令和7～11年度）

第2章 地域福祉を取り巻く現状・課題

第1節 人口減少・少子高齢化や世帯構造の変化

第2節 支援が必要な人の状況

第3節 世帯が抱える課題の複雑化・複合化

第4節 新型コロナウイルスの感染拡大による変化

第5節 社会福祉法の改正

第3章 計画の基本的事項

1 基本理念

誰もが共に支え合い、一人ひとりが生きがいや役割を持って暮らすことのできる地域共生社会の実現

2 基本方針

- (1) 共に支え合う地域づくり
- (2) 多機関が協働した相談支援体制の整備
- (3) 社会とのつながりづくり

第4章 計画の具体的取組 ※右欄に記載

第1節 共に支え合う地域づくり

1 参加の場・居場所の確保に向けた支援

- (1)多世代交流・支え合い活動
- (2)地域コミュニティ

- ・活動の場の充実・多様な主体の参画促進
- ・地域力強化推進員の養成

2 多様な主体による地域づくりの推進

- (1)県民一人ひとりの役割
- (2)民生委員・児童委員
- (3)多様な担い手の発掘
- (4)社会福祉法人の地域貢献活動
- (5)民間事業者等との協働

- ・共生意識の醸成・学びや活動の場の充実
- ・支援ツールの充実・担い手確保対策
- ・女性、高齢者等の参画・ボランティア
- ・取組事例紹介等による支援
- ・見守り体制の構築・企業版ふるさと納税

3 頻発する災害への対応

- (1)災害時に配慮を要する人を支える地域づくり

- ・避難行動要支援者対策
- ・避難所等における福祉的支援

第2節

多機関が協働した相談支援体制の整備

1 包括的な相談支援体制の整備

- (1)複合的課題に対応する相談体制
- (2)多機関協働による総合的な支援体制

- ・包括的な支援ネットワークの構築
- ・アウトリーチ型の支援体制の充実
- ・複合的課題を調整する会議体の設置
- ・相談支援包括化推進員の養成

2 関係機関・団体等の役割

- (1)社会福祉協議会
- (2)地域の相談支援機関
- (3)地域福祉団体
- (4)社会福祉人材の確保・育成
- (5)社会福祉事業の質の確保

- ・活動支援・活動状況等の広報
- ・地域住民への情報提供・研修の実施
- ・老人クラブ・愛育班
- ・人材の確保・人材の育成
- ・第三者評価・苦情解決

第3節

社会とのつながりづくり

1 多様化する生活課題への対応

- (1)生活困窮者等への支援
- (2)孤独・孤立への支援
- (3)移動に困難を抱える人への支援
- (4)住民参加型福祉サービス等の推進

- ・生活困窮者・ひとり親家庭
- ・困難な問題を抱えるこども・ヤングケアラー
- ・障がい者・住宅確保要配慮者
- ・孤独・孤立・ひきこもり・再犯防止
- ・生活交通の確保・維持
- ・住民参加型福祉サービスの拡充

2 権利擁護の推進

- (1)成年後見制度等の利用促進
- (2)児童・高齢者・障がい者の虐待防止

- ・成年後見制度の利用促進
- ・日常生活自立支援事業の推進
- ・児童・高齢者・障がい者

3 共生意識の醸成と取組の促進

- (1)ユニバーサルデザイン
- (2)合理的配慮

- ・「まち」や「もの」のユニバーサルデザイン推進
- ・「こころ」のユニバーサルデザイン推進
- ・合理的配慮についての普及啓発